

広報みしま

9月15日号

- 2 特集 マイナンバー
- 4 第1回地域コミュニティ連絡会
- 6 健康づくり / スポーツ
- 7 坂小学校で学んでみませんか
- 8 暮らしの情報
- 9 秋の全国交通安全運動
- 10 情報ワイド版 / 9月20日はバスの日
- 11 図書館
- 12 生涯学習 / 文化のひろば
- 13 小・中学生環境リーダー研修報告
- 14 消防指令センターの運用を開始します
- 15 広島市平和祈念式中学生参加報告
- 16 第7回三島バル / 市民活動団体紹介「みしまプレイセンター」



今回の表紙

10月6日から、新しく運用が開始される消防指令センター指令室の様子です。災害の連絡を受けたあと、すぐに消防車が現場へ駆けつけるためには、さまざまな工夫が必要です。皆さんの安心・安全のため、彼らは日々戦っています。

～いろいろ使えて便利なカード～ 「個人番号カード」

10月から順次、マイナンバーの「通知カード」と「個人番号カード交付申請書」が皆さんのところに簡易書留で届きます。今回は、「個人番号カード」の申請方法を中心に、住民基本台帳カードとの関係などについて概要をお知らせします。なお、「通知カード」については、広報みしま9月1日号の記事で紹介しました。



マイナンバーキャラクター
「マイナちゃん」

「個人番号カード」は便利なカードです

「個人番号カード」は個人番号の証明や本人確認の際の身分証明書として利用できます。また、各種行政手続きのオンライン申請に利用できるようになる予定です。

「個人番号カード」の交付を希望する場合は、次の流れで手続きをお願いします。初回発行手数料は無料です。※「個人番号カード」の交付を希望しない場合でも、マイナンバーは各種手続きで必要になりますので、「通知カード」を大切に保管してください。

交付申請の流れ

①10月以降、住民票の住所にマイナンバーの通知カードが簡易書留で届きます。

②同封の「個人番号カード交付申請書」にご自身の顔写真を貼り付け、返信用封筒に入れて、ポストに投函します。

③平成28年1月以降、個人番号カードの交付準備が整うと、交付の案内が送られてきます。

④お電話で来庁日時をご予約の上、市民課の窓口までお越しください。

持ち物 運転免許証などの本人確認書類、通知カード、住民基本台帳カード（持っている人のみ）

⑤本人確認の上、窓口にて個人番号カードが交付されます。その際、2～4個の暗証番号を設定していただきます。

個人情報を保護し、安心・安全を守るための措置

- ▶法律に決まりがあるものを除いて、マイナンバーを含む個人情報を収集したり、保管したりすることを禁止しています。
- ▶マイナンバーに関して法律に違反した場合には、これまでの個人情報保護法よりも重い罰則が科せられます。
- ▶各種の個人情報は一元管理するのではなく、分散して管理が行われます。
- ▶マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください。
番号が漏えいし、不正に使われるおそれがある場合を除き、マイナンバーは一生変更されません。

住民基本台帳カードの交付と電子証明書（公的個人認証）の登録が12月で終了します

マイナンバー制度の開始に伴い、従来の「住民基本台帳カード（住基カード）」の交付が12月で終了し、平成28年1月から「個人番号カード」の交付が始まります。「住基カード」を持っている人や、これから取得しようとする人は次の点に注意が必要です。なお、現在お持ちの「住基カード」と電子証明書は、有効期間満了日まで引き続き利用できます。

- ▶「住基カード」の交付は12月28日(月)で終了します。
- ▶「個人番号カード」と「住基カード」の両方を所有することはできません。※「住基カード」は「個人番号カード」の交付時に回収します。
- ▶「個人番号カード」は、交付までに日数を要します。
※申請は「個人番号カード交付申請書」を地方公共団体情報システム機構へ郵送して行い、「個人番号カード」も機構で作成します。
- ▶「住基カード」向けの電子証明書が発行・更新できるのは、12月22日(火)午後5時までです。※平成28年1月以降に公的個人認証サービスの電子証明書を発行する場合は、「個人番号カード」が必要です。
※電子証明書の更新手続きは、有効期限満了日の3カ月前から行うことができます。

●電子証明書の有効期限にご注意を（e-tax など）

「個人番号カード」を取得した場合、「住基カード」の電子証明書を「個人番号カード」へ移行することはできないため、新たに電子証明書を取得する必要があります。

この場合、「個人番号カード」は申請から交付までかなりの日数を要することが予想され、e-taxによる確定申告などの期限に間に合わない可能性があります。

こうした事態を防ぐためには、電子証明書の有効期限に応じて「個人番号カード」への切り替えを急がず、現在お持ちの電子証明書の更新を12月22日(火)までに済ませた方が良い場合もあります。ご注意ください。

※有効期限は、住基カードには記載されていませんので、お手元の「電子証明書の写し」または、市役所1階市民課窓口でご確認ください。また、ご自宅のパソコンでも確認できます。

※有効期限を考慮した更新手続きの方法や、パソコンを使った有効期限の確認方法の詳細は、市ホームページ（<http://www.city.mishima.shizuoka.jp/ipn011844.html>）をご覧ください。

問合せ

通知カード、個人番号カードに関すること

市民課（☎983-2602）

マイナンバー制度全般に関すること

政策企画課（☎983-2698）

個人情報保護に関すること

行政課（☎983-2618）、情報システム課（☎971-4322）

コールセンター（有料）のご案内※内閣府開設

☎0570-20-0178（日本語）、☎0570-20-0291（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語）

土曜サービスコーナー

10月3日(土) 臨時休業のお知らせ

広報みしま9月1日号でもお知らせしましたが、次のとおり休止します。

臨時休業日 10月3日(土)

対象施設 市役所本館、中郷市民サービスコーナー、北上市民サービスコーナー※税証明コーナー（所得証明など）も休止

問合せ 市民課（☎983-2602）